

他の都道府県で実施する法定講習の受講を希望する場合について

青森県で宅地建物取引士資格登録を受けた方が、住所が青森県外にある等の諸事情により、青森県以外の都道府県で実施する法定講習を受講する場合は、下記書類を提出する必要があります。

なお、青森県以外の都道府県で実施する法定講習の受講を希望する方は、あらかじめその都道府県又は法定講習実施機関に法定講習の受講が可能かどうかご確認ください。

(他の都道府県登録の宅地建物取引士の法定講習受講を認めていない自治体及び団体があります。)

※許可するまでに時間を要することがありますので、余裕をもって申請してください。

申請書類一覧

順番	書類の名称	主な留意事項
1	承諾願	
2	講習受講証明書	<ul style="list-style-type: none">・ <u>2部必要</u>。・ 日付部分は記載しないこと。
2	顔写真	<ul style="list-style-type: none">・ <u>2枚必要</u>。講習受講証明書に貼付すること。・ 縦3 cm×横2.4 cm (顔2 cm程度)・ 申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身及び無背景のカラー写真。・ ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの又は画像を加工したものは不可。